

島根県報

号外第七一号

平成十五年四月十五日

(火曜日)

規 則

島根県知事 澄 田 信 義

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則をここに公布する。

平成十五年四月十五日

鳥根県規則第六十九号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和四十九年鳥根県規則第九十三号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行については、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号。以下「政令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（鳥獣の捕獲等の許可の申請）

第二条 法第九条第二項の許可の申請又は同条第八項の規定による従事者証の交付の申請は、様式第一号によるものとする。

2 前項に規定する申請書（有害鳥獣捕獲の目的によるものに限る。）には、有害鳥獣被害状況書（様式第二号）を添付しなければならない。

3 他人から有害鳥獣捕獲の依頼を受けて許可の申請をするときは、第一項の申請に有害鳥獣捕獲依頼書（様式第三号）を添付しなければならない。

（指定猟法の許可の申請）

第三条 法第十五条第四項の規定による許可の申請は、様式第四号によるものとする。

（飼養の登録の申請）

第四条 法第十九条第二項の登録の申請は、様式第五号によるものとする。

（登録個体等の譲受け等の届出）

第五条 法第二十条第三項の規定による届出は、様式第六号によるものとする。

公布された条例等のあらまし

◇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（規則第六十九号）

一 規則の概要

1 鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律の全部改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 関係規則の一部改正

次の規則の規定を整理することとした。

(1) 島根県事務決裁規則

(2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則

(3) 島根県県税条例施行規則

(4) 島根県立自然公園条例施行規則

(5) 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則

二 施行期日

平成十五年四月十六日から施行することとした。

(鳥獣飼養登録台帳)

第六条 法第十九条第三項の規定により飼養登録票を交付したときは、知事は、鳥獣飼養登録台帳(様式第七号)を作成するものとする。

2 法第二十条第三項の規定による譲受け等の届出を受理したときは、知事は、前項の飼養登録台帳を整備するものとする。

(販売の許可の申請)

第七条 法第二十四条第一項の規定による許可の申請は、様式第八号によるものとする。

(特別保護地区内における許可を要しない行為)

第八条 法第二十九条第七項ただし書に規定する知事が指定する行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 住宅及びこれに附属する工作物の設置
 - 二 ベンチ、くずかご、水槽、墓碑その他これらに類する工作物の設置
 - 三 炭焼小屋、作業小屋、テント、漁具干場その他これらに類する工作物の設置
 - 四 自家用水道の送水施設又は自家用発電の送電施設の設置
 - 五 面積が三十平方メートル以内の休憩所又は停留場の設置
 - 六 高さが五メートル以下の展望台の設置
 - 七 延長が五百メートル以下の歩道の設置
 - 八 高さが三メートル以下で、かつ、長さが五メートル以下の公園遊戯施設の設置
 - 九 面積が十五平方メートル以内の公衆便所の設置
 - 十 高さが五メートル以下で、かつ、面積が十五平方メートル以内の仮設工作物の設置
 - 十一 災害復旧又は人命保護のための緊急を要する応急工作物の設置
 - 十二 延長が五百メートル以下の道路(軌道を含む。)の改修のための工作物の設置
 - 十三 自然立木を利用する仮設索道の設置
 - 十四 既存工作物に附属する工作物であつて、高さが五メートル以下で、かつ、面積が十五平方メートル以内のもの
 - 十五 設置
- (特別保護地区内行為の許可の申請)
- 第九条** 法第二十九条第八項の許可の申請は、様式第九号によるものとする。
- 2 前項の申請には、次に掲げる図面等を添付しなければならない。
- 一 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び写

真

二 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の一以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(補償の請求)

第十条 法第三十二条第二項の規定による補償の請求は、様式第十号によるものとする。

(銃猟制限区域内の銃猟の承認の申請)

第十一条 法第三十五条第四項の承認の申請は、様式第十一号によるものとする。

(狩猟免許の申請)

第十二条 法第四十一条の申請書は、様式第十二号によるものとする。

(試験の一部免除のための書類)

第十三条 省令第五十六条第一項の規定により狩猟免許申請書に添えて提出する書類は、様式第十三号によるものとする。

(狩猟免許の更新の申請)

第十四条 法第五十一条第一項の申請書は、様式第十四号によるものとする。

(狩猟者登録の申請等)

第十五条 法第五十六条の申請書は、様式第十五号によるものとする。

2 法第六十一条第二項の申請書は、様式第十六号によるものとする。

(狩猟者台帳等)

第十六条 法第四十三条の規定により狩猟免状を交付したときは、知事は、狩猟者台帳(様式第十七号)を作成するものとする。

2 法第五十一条第一項の規定により狩猟免許を更新したときは、知事は、前項の狩猟者台帳を整備するものとする。

3 法第五十五条第一項の規定により狩猟者登録をし、又は法第六十一条第一項の規定により変更登録をしたときは、知事は、第一項の狩猟者台帳を整備するとともに、狩猟者登録名簿(様式第十八号)を作成し、又は整備するものとする。

(住所等の変更の届出)

第十七条 法第四十六条第一項若しくは第六十一条第四項又は省令第七条第十項若しくは第十一項、第十五条第六項、第二十条第五項、第二十四条第五項若しくは第四十二条第五項の規定による住所等の変更の届出は、様式第十九号によるものとする。

(狩猟免許等の再交付の申請)

第十八条 法第九条第九項、第十五条第七項、第十九条第六項、第二十四条第六項、第三十五条第八項、第四十六条第二項若しくは第六十一条第五項又は省令第六十五条第四項の規定による再交付の申請は、様式第十九号によるものとする。

2 前項に規定する申請書には、既に交付を受けた狩猟免許等で現存するものを添付しなければならない。

3 亡失により狩猟免許等の再交付を受けた者は、当該亡失した狩猟免許等を発見したときは、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(狩猟免許等の亡失の届出)

第十九条 省令第七条第十二項若しくは第十三項、第十五条第十三項、第二十条第六項、第二十四条第六項、第四十二条第六項、第五十条又は第六十五条第十項の規定による亡失の届出は、様式十九号によるものとする。

(猟具ごとの表示)

第二十条 省令第七十条第二項の標識は、様式第二十号によるものとする。

2 法第六十二条第三項及び省令第七十条第一項の規定は、法第九条第一項の許可を受けた者が網又はわなを使用して捕獲する場合について準用する。この場合において、省令第七十一条第一項中「都道府県知事名」とあるのは「許可者名」と、「登録年度」とあるのは「許可期間」と、「登録番号」とあるのは「許可番号」と読み替え、様式第二十一号により表示するものとする。

(公聴会)

第二十一条 知事は、法第七条第四項（法第十二条第五項において準用する場合を含む。）及び法第二十八条第六項（法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開こうとするときは、日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示するとともに、当該案件に関し意見を聴く必要があると認めたる者（以下「公述人」という。）にその旨を通知するものとする。

2 前項の公示は、公聴会の日前三週間前までに島根県報により行うものとする。

第二十二条 前条第一項の通知を受けた公述人は、当該公聴会の日から一週間前までに当該公聴会において聴こうとする案件に対する意見の要旨及び理由を記載した文書を知事に提出しなければならない。

第二十三条 公聴会は、知事又はその指名する者が議長として主宰する。

第二十四条 公聴会においては、議長は、まず公述人のうちで聴こうとする案件に対して異議を有する者に異議の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、その者が出席していないときは、議長は、その提出した第二十一条に規定する意見書の朗読をもってその陳述に代えることができる。

第二十五条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。議長は、特に必要があると認めるときは公聴会を傍聴している者に発言を許すことができる。

第二十六条 公述人及び発言を許された者の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

2 公述人及び発言を許された者が前項の範囲を超えて発言し、又は不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

第二十七条 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏当な言動をした者を退去させることができる。

第二十八条 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

(鳥獣保護員)

第二十九条 法第七十八条第一項の規定により、鳥獣保護員を置くものとする。

2 鳥獣保護員の設置に関し必要な事項は、別に定める。

(書類の経由)

第三十条 法、政令、省令及びこの規則により知事に提出する書類は、当該書類を提出する者の住所地を管轄する支庁又は農林振興センターの長を経由して提出しなければならない。ただし、県内に住所を有しない者の提出する書類については、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月十六日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則の規定により知事に提出された申請書、届出書等又は知事が作成した狩猟者台帳等は、この規則による改正後

の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の相当規定により提出され、又は作成したものとみなす。

(島根県事務決裁規則の一部改正)

3 島根県事務決裁規則(昭和四十五年島根県規則第七十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二農林水産部の表森林整備課の項第四号を次のように改める。

<p>四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の施行に関する事務</p>	<p>1 法第四条第一項又は第三項の規定により、鳥獣保護事業計画を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>2 法第七条第一項又は第四項の規定により、特定鳥獣保護管理計画を定め、又はこれを変更すること。</p> <p>3 法第十二条第二項の規定により、対象狩猟鳥獣の捕獲等を禁止し、又は制限すること。</p> <p>4 法第十四条第一項の規定により、狩猟期間を延長すること。</p> <p>5 法第十四条第二項の規定により、法第十二条第一項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除すること。</p> <p>6 法第十五条第一項の規定により、指定猟法禁止区域を指定すること。</p> <p>7 法第二十八条第一項又は第三項の規定により、鳥獣保護区を指定し、又はこれを変更すること。</p> <p>8 法第二十九条第一項又は第四項の規定により、特別鳥獣保護地区を指定し、又はこれを変更すること。</p>
---	---

別表第五支庁及び農林振興センターの項第二十一号を次のように改める。

二十一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成十五年島根県規則第六十九号)の施行に関する事務

<p>1 法第九条第一項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を許可すること(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いるものであって、有害鳥獣捕獲、特定鳥獣の数の調整並びに施行規則第五条第一項第一号及び第二号の捕獲の目的に限る。2から5までにおいて同じ)。</p> <p>2 法第九条第七項、第八項又は第九項の規定により、許可証又は従事者証の交付又は再交付をすること。</p> <p>3 法第九条第十一項の規定により、返納される許可証又は従事者証を受領すること。</p> <p>4 法第十条第一項の規定により、必要な措置を命ずること。</p> <p>5 法第十条第二項の規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を取り消すこと。</p> <p>6 法第四十六条第一項の規定により、狩猟免状の記載事項を変更すること(県内に住所を有する者に限る。7から23までにおいて同じ)。</p> <p>7 法第四十六条第二項の規定により、狩猟免状を再交付すること。</p> <p>8 法第五十一条第二項から第四項までの規定により、適性試験を実施し、狩猟免許を更新し、又は講習を実施すること。</p> <p>9 法第五十二条第一項の規定により、狩猟免許を取り消すこと。</p> <p>10 法第五十二条第二項の規定により、狩猟免許の全部若しくは一部を取り消し、又はその効力の全部若しくは一部を停止すること。</p> <p>11 法第五十四条の規定により、返納される狩猟免状を受領すること。</p> <p>12 法第五十七条第一項の規定により、狩猟者登録をすること。</p>

4 知事の権限に属する事務の特例に関する条例に規定する規則に基づく事務の範囲を定める規則（平成十二年島根県規則第十二号）の一部を次のように改正する。
 表第五号を次のように改める。

	<p>13 法第五十八条の規定により、狩猟者登録を拒否すること。</p> <p>14 法第六十条又は第六十一条第五項の規定により、狩猟者登録証及び狩猟者記章を交付し、又は再交付すること。</p> <p>15 法第六十一条第一項又は第四項の規定により、狩猟者登録の変更登録をすること。</p> <p>16 法第六十三条の規定により、狩猟者登録を抹消すること。</p> <p>17 法第六十四条の規定により、狩猟者登録の全部若しくは一部を取り消し、又はその効力の全部若しくは一部を停止すること。</p> <p>18 法第六十五条の規定により、返納される狩猟者登録証又は狩猟者記章を受領すること。</p> <p>19 法第六十六条の規定により、狩猟結果の報告を受領すること。</p> <p>20 法第七十五条第一項から第三項までの規定により、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可を受けた者等から報告を求め、又は職員に立入検査をさせ、質問させ、若しくは調査させること。</p> <p>21 施行規則第五十条の規定により、狩猟免状の亡失届を受領すること。</p> <p>22 施行細則第十六条第一項又は第二項の規定により、狩猟者台帳を作成し、又は整備すること。</p> <p>23 施行細則第十六条第三項の規定により、狩猟者登録名簿を作成し、又は整備すること。</p>
--	--

五 条例第二条の表第十二号の25に規定する鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年島根県規則第六十九号）第六条の規定による鳥獣飼養登録台帳の作成及び整備

5 島根県税条例施行規則（昭和五十一年島根県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

（島根県税条例施行規則の一部改正）

第八十三条第一項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則（昭和四十九年島根県規則第九十三号）第五条に規定する狩猟者登録申請書」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年島根県規則第六十九号）第十五条第一項に規定する狩猟者登録申請書及び同条第二項に規定する狩猟者変更登録申請書」に改める。

（島根県立自然公園条例施行規則の一部改正）

6 島根県立自然公園条例施行規則（昭和三十六年島根県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二十八号の三中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十二条第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項」に改める。

（危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則の一部改正）

7 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則（平成十四年島根県規則第八十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十二条第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項」に改める。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所

氏 名

Ⓔ

ほか 名 (別紙名簿のとおり)

職 業

生年月日

年 月 日生

電話番号

鳥 獣 捕 獲 許 可 申 請 書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 2 項 (同法第 9 条第 8 項) の規定により、鳥獣捕獲の許可 (従事者証の交付) を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 目 的	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 期 間	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 区 域	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 方 法	
捕獲等又は採取等をした後の処置	
学術研究を目的とした場合は、研究の事項及び方法	
愛がん飼養の場合は、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等	
鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等しようとする場合は、その旨	
銃器を使用する場合は、銃砲所持許可証の番号及び交付年月日	
備 考	

- (注) 1 法人による申請（以下「法人申請」という。）で、従事者証の交付申請も同時に行う場合にあつては、（ ）を外し、従事者証の交付申請を同時に行わない場合若しくは個人による申請（以下「個人申請」という。）の場合は（ ）の文字を抹消すること。
- 2 住所欄には、法人申請（従事者証を交付する場合）の場合以外は、所属機関の所在地ではなく、申請者本人の自宅の住所を記載すること。
- 3 氏名欄には、複数人が同一の目的で捕獲に携わる場合で捕獲区域や方法も同一の場合には、氏名欄の下に「ほか〇名」と人数を記入し、代表者以外は「鳥獣の捕獲等及び鳥獣の卵の採取等の許可申請者名簿」に必要事項を記載の上添付すること。
法人申請の場合は、その法人の長の名前を記載し、従事者は別紙従事者名簿に必要事項を記載の上添付すること。
- 4 「捕獲等をしようとする鳥獣又は採取等をしようとする鳥類の卵の種類及び数量」欄の頭（羽・個）数は、各人別に割り振られた頭（羽・個）数を記載すること。
また、1頭を共同で捕獲するような場合においては、合計〇人で1頭というように記載すること。
- 5 「捕獲等又は採取等の目的」欄には、学術研究又は有害鳥獣捕獲等の捕獲等をする事由を記載すること。また、有害鳥獣捕獲にあつては、予察か対処かを併せて記載すること。
- 6 「捕獲等又は採取等の区域」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載し、捕獲の場所を明らかにした縮尺50,000分の1以上の地形図を添付すること。
- 7 「捕獲等又は採取等の方法」欄には、使用する捕獲用具の名称を記載し、その構造、設置方法等を示す図面を添付すること。
- 8 「捕獲等又は採取等をした後の処置」欄には、捕獲個体の捕獲後の処置の方法について、計測後放鳥、殺処分、飼養等について記載すること。
- 9 「学術研究を目的とした場合は、研究の事項及び方法」欄には、学術研究を目的として捕獲等又は採取等をしようとする研究の事項及び方法について詳細に記載すること。
- 10 「愛がん飼養の場合は、現に飼養している鳥獣の種類及び数量等」欄には、愛がん飼養を目的として鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取をしようとする申請者の属する世帯において現に飼養している鳥獣の種類及び数量を記載すること。
また、申請者が申請日以前5年の間に愛がんのための飼養を目的として法第9条第1項の許可を受けたことがあるときは当該許可に係る鳥獣の種類及び数量を記載すること。
- 11 「鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等しようとする場合は、その旨」欄には、鳥獣保護区、休猟区、公道、自然公園法第14条第1項の特別保護地区、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で設けられた園地であつて囲い若しくは標識によりその区域を明示されたもの、自然環境保全法第14条第1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、銃猟禁止区域、銃猟制限地域又は猟区内において捕獲等又は採取等をしようとする場合にあつてはその名称等を記載すること。
- 12 「銃器を使用する場合は、銃砲所持許可証の番号及び交付年月日」欄には、使用して捕獲等をしようとする当該銃器の所持について申請者（法人にあつては、捕獲等に従事する者）が現に受けている銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定に係る許可証の番号及び交付年月日を記載すること。
- 13 法人申請で従事者証の交付申請を行う場合は、備考欄に捕獲等又は採取等の許可証の番号を記載すること。
- 14 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 2 号 (第 2 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名

㊟

有 害 鳥 獣 被 害 状 況 書

有害鳥獣による被害は、下記のとおりです。

記

- 1 被害地
- 2 被害作物及びその被害面積 (実面積)
- 3 被害を与える鳥獣名及びその員数
- 4 被害の状況 (できるだけ詳細に記載すること。)
- 5 現在実施している被害防止の方法及び効果 (できるだけ詳細に記載すること。)

添付資料

- 1 被害地を明示した図面
- 2 被害地の写真

様式第 3 号 (第 2 条関係)

年 月 日

依頼者 住 所
氏 名

㊟

有 害 鳥 獣 捕 獲 依 頼 書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の規定による有害鳥獣捕獲のための鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等を下記のとおり依頼します。

記

被 依 頼 者	住 所			
	氏 名			
捕獲等を依頼した鳥獣又は鳥類の卵の種類				
員 数	頭 (羽、個)			
区 域 又 は 場 所				
期 間				
被 害 の 状 況				
依 頼 し た 理 由				

様式第 4 号 (第 3 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所

氏 名 ㊟

職 業

生年月日 年 月 日生

電話番号

指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可申請書

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条第 4 項の規定により、指定猟法による鳥獣の捕獲等を行いたいのので下記のとおり申請します。

記

指 定 猟 法 の 種 類	
指定猟法によらなければならない理由	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 目 的	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 期 間	
捕 獲 等 又 は 採 取 等 の 区 域	
捕獲等する鳥獣又は採取等する鳥類の卵の種類及び数量	
学術研究を目的とした場合は、研究の事項及び方法	
備 考	

- (注) 1 「捕獲等又は採取等の目的」欄には、学術研究、有害鳥獣捕獲等、捕獲等をする事由を記載すること。
- 2 「捕獲等又は採取等の区域」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記載し、捕獲の場所を明らかにした縮尺50,000分の 1 以上の地形図を添付すること。
- 3 「学術研究を目的とした場合は、研究の事項及び方法」欄には、学術研究を目的として捕獲等又は採取等をしようとする場合にあっては、研究の事項及び方法について詳細に記載すること。
- 4 「備考欄」には、捕獲後の処置等を記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

様式第 5 号 (第 4 条関係)

※整理番号

飼 養 登 録 申 請 書

島根県知事

様

年 月 日

ふりがな

氏 名

㊟

収入証紙

生 年 月 日

年 月 日生

住 所

電 話 番 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第19条第2項の規定により飼養登録票の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

飼養する鳥獣の種類別及び雌雄別数量

飼 養 の 理 由

捕 獲 事 項
(法第 9 条第 1 項)

捕獲許可年月日及び許可番号

年 月 日
第 号

捕 獲 場 所

捕 獲 年 月 日

年 月 日

備 考

(注) ※印欄には記載しないこと。

様式第 6 号 (第 5 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

譲受人 住 所
(引受人) 氏 名
生年月日

㊟

登 録 鳥 獣 の 譲 受 等 届

登録鳥獣を下記のとおり譲受け(引受け)をしたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第20条第3項の規定により届け出ます。

記

登録鳥獣の種類及び雌雄		
登録票の番号		
譲受け(引受け)年月日	年 月 日	
譲渡人(引渡人)	住 所	電話番号
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生

(注) 飼養登録票を添付すること。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

台帳番号	号	原交付年度	<input type="radio"/> 10以前	<input type="radio"/> 11	<input type="radio"/> 12	<input type="radio"/> 13	<input type="radio"/> 14	<input type="radio"/> 15	<input type="radio"/> 16	<input type="radio"/> 17	
鳥 獣 飼 養 登 録 台 帳											
鳥 獣 の 種 類	捕獲許可年月日及び許可番号				捕獲許可を受けた者の住所、氏名 (名称) 及び電話番号						
	雄 雌	年	月	日	(住所)	(氏名)					(電話番号)
登 録 番 号	登録票交付者名	有 効 期 間	新規・更新・再交付等の別及び申請者名		譲受け等若しくは住所等変更又は返納等の年月日	譲受け等又は住所等変更をした者の住所、氏名 (名称) 及び電話番号					
備 考											

(注) 返納及び亡失の場合は、「新規・更新・再交付等の別及び申請者名」欄にその事由を () 書きすること。

様式第 8 号 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

職 業

生年月日

電話番号

販売禁止鳥獣等の販売許可申請書

販売禁止鳥獣等について下記のとおり販売したいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第24条第11項の規定により準用する同法第19条第2項の規定により申請します。

記

- 1 販売しようとする販売禁止鳥獣等の種類及び数量
- 2 販売しようとする所在地
- 3 許可を受けようとする事由
- 4 販売しようとする年月日

様式第 9 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

特別保護地区内行為許可申請書

鳥獣保護区特別保護地区内において作業をしたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第 8 項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 行為の種類
- 2 行為の目的
- 3 行為の場所
- 4 行為の場所及びその付近の状況
- 5 行為の施行方法
- 6 行為の着手及び完了の予定日
- 7 土地所有者の住所及び氏名

添付資料

- 1 行為の場所及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の 1 以上の概況図及び写真
- 2 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の 1 以上の平面図、立面図、断面図及び構造図

(注) 申請者が土地所有者以外の場合、所有者の承諾書を添付すること。

様式第10号 (第10条関係)

年 月 日

島根県知事 様

請求者 住 所

氏 名

㊟

電話番号

損 失 補 償 請 求 書

年 月 日付けで指定された 鳥獣保護区 特別保護地区において、下記のとおり損失を被りましたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条第 2 項の規定により補償を請求します。

記

1 補償請求の理由

2 補償請求額の総額及びその内訳

様式第11号 (第11条関係)

年 月 日

島根県知事 様

申請者 住 所
氏 名
職 業
生年月日
電話番号

㊟

銃猟制限区域内の銃猟承認申請書

銃猟制限区域内において下記のとおり銃猟をしたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第35条第4項の規定により申請します。

記

- 1 銃猟をしようとする銃猟制限区域の名称
- 2 銃猟をしようとする年月日
- 3 主に捕獲等をしようとする鳥獣の種類

添付資料 狩猟者登録証の写し

様式第12号 (第12条関係)

(表面)

整理番号						収入証紙	
島根県知事		狩猟免許申請書 様					
		年 月 日					
住所		電話番号					
ふりがな							
氏名							
生年月日		年 月 日生					
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第41条の規定により狩猟免許を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可（該当する免許の種類の□にレ印を付し、番号に○印を付すこと。）</p>							
□網・わな猟免許		1 網		2 わな			
□第1種銃猟免許		3 ライフル銃		銃砲所持許可番号			
				許可年月日		年 月 日	
□第2種銃猟免許		4 散弾銃		銃砲所持許可番号		号	
				許可年月日		年 月 日	
□第2種銃猟免許		5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)		銃砲所持許可番号		号	
				許可年月日		年 月 日	
免許の種類	狩猟免許番号	試験の結果	適性試験			知識試験	技能試験
			視力	聴力	運動能力		
網・わな猟免許	号						
第1種銃猟免許	号						
第2種銃猟免許	号						

(裏面)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無

他の免許	免許	都道府県知事名	狩猟免状 の番号	号	交付年月日	年 月 日	更新の 有無
		知事					
他の免許	免許	都道府県知事名	狩猟免状 の番号	号	交付年月日	年 月 日	更新の 有無
		知事					

(3) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定又は同法に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。）

罰金以上の刑に処せられたことの有無	1 有	2 無
執行を受けることのなくなった年月日	年	月 日

(4) 狩猟免許を取り消されたことの有無（有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。）

免許を取り消されたことの有無	1 有	2 無
免許を取り消された年月日	免許の種類	免許を取り消した都道府県知事名
年 月 日	免許	知事

記載上の注意事項

- 1 文字はかい書で明りょうに記載すること。
- 2 (1)の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、同表に掲げる銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 3 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第13号 (第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所

氏 名

㊞

生年月日

狩猟免許試験の一部免除のための書類について

下記の事由により狩猟免許の更新ができなかったため、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第56条第1項の規定により、証明書を添付し提出します。

記

更新すべきであった狩猟免許 (該当する免許の種類の□にレ印を番号に○印を付し、免許交付年月日等を記載すること。)	□網・わな猟免許	交付年月日	1 網 2 わな		
		年 月 日			
	□第1種銃猟免許	交付年月日	3 ライフル銃	銃砲所持許可番号	号
		年 月 日		許可年月日	年 月 日
□第2種銃猟免許	交付年月日	4 散弾銃	銃砲所持許可番号	号	
	年 月 日		許可年月日	年 月 日	
更新ができなかった事由	□第2種銃猟免許	交付年月日	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号
		年 月 日		許可年月日	年 月 日
更新ができなかった事由のやんだ年月日	年 月 日				

様式第14号 (第14条関係)

(表面)

整 理 番 号						
狩 猟 免 許 更 新 申 請 書					収入証紙	
島根県知事		様				年 月 日
住 所						
	電話番号					
ふ り が な						
氏 名	㊟					
生 年 月 日	年 月 日生					
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第51条第1項の規定により狩猟免許の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 更新を受けようとする狩猟免許の種類及び使用しようとする猟具の種類並びに第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の猟具の所持許可(該当する免許の種類の□にレ印を付し、番号に○印を付すこと。)</p>						
<input type="checkbox"/> 網・わな猟免許	1 網	2 わな				
<input type="checkbox"/> 第1種銃猟免許	3 ラ イ フ ル 銃	銃砲所持許可番号	号			
		許 可 年 月 日	年 月 日			
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	4 散 弾 銃	銃砲所持許可番号	号			
		許 可 年 月 日	年 月 日			
<input type="checkbox"/> 第2種銃猟免許	5 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号			
		許 可 年 月 日	年 月 日			
免許の種類	狩猟免許番号	講 習 会	適 性 試 験 の 結 果			
			視 力	聴 力	運 動 能 力	
網・わな猟免許	号					
第1種銃猟免許	号					
第2種銃猟免許	号					

(裏面)

(2) 更新しようとする狩猟免許（免許の種類欄の□にレ印を付すこと。）

免許の種類	狩猟免許を交付した 都道府県知事名	交 付 年 月 日	狩猟免状の番号
<input type="checkbox"/> 網・わな猟免許	知事	年 月 日	号
<input type="checkbox"/> 第 1 種銃猟免許	知事	年 月 日	号
<input type="checkbox"/> 第 2 種銃猟免許	知事	年 月 日	号

(3) 同一登録年度内において、更新を受けようとする狩猟免許と異なる種類の狩猟免許に係る免許申請書又は免許更新申請書を提出している場合は、その狩猟免許の種類

免 許 の 種 類

記載上の注意事項

- 1 文字はかい書で明りょうに記載すること。
- 2 (1)の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、同表に掲げる銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 3 太枠欄には、申請者は記載しないこと。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A 4とすること。

様式第15号 (第15条関係)

(表面)

※整理番号	※登録番号	
	※狩猟免許	
	※損害の賠償	
	※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	

狩 猟 者 登 録 申 請 書

島根県知事 様

年 月 日

写 真

住 所	電話番号	収入証紙
ふりがな		
氏 名	印	
生年月日	年 月 日生	

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条の規定により狩猟者登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類 (□にレ印を付すこと。)、使用する猟具の種類 (番号に○印を付すこと。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号を記載すること。

なお、第1種銃猟免許所持者が第2種銃猟免許狩猟者登録 (空気銃) を申請する場合は、第1種銃猟免許の□にレ印を付し、同欄に都道府県知事名、交付年月日及び免状の番号を記載し、第2種銃猟免許欄の番号に○印を付すこと。

□網・わな 猟免許	1 網	都道府県 知事名	知事	狩猟免状の番号	交付年 月日	年 月 日
	2 わな			号		
□第1種銃 猟免許	3 ライフル銃	都道府県 知事名	知事	狩猟免状の番号	交付年 月日	年 月 日
	4 散弾銃			号		
□第2種銃 猟免許	5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県 知事名	知事	狩猟免状の番号	交付年 月日	年 月 日
				号		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所

1 (都道府県) の区域全部	2 放鳥獣猟区の区域
----------------	------------

(3) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無	1 有	停止の期間	年 月 日から
	2 無		年 月 日まで

(4) 銃砲所持許可番号及び許可年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

第1種銃 猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
	散弾銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
第2種銃 猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日

(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項

共 済 事 業	法 人 名	対 象 損 害	給 付 額	被 共 済 の 期 間
損 害 保 険 契 約	保 険 会 社 名	対 象 損 害	保 険 金 額	被 保 険 期 間
資 産 保 有				

(6) 職業

- 1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者 4 販売従事者
 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者 8 運輸・通信従事者
 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者 11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者
 13 分類不能の職業 14 無職

記載上の注意事項

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、かい書で明りょうに記載すること。
- 3 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 4 (4)の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、同表に挙げる銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 5 (6)は、職業を具体的に記載し、職業分類の該当番号を○で囲むこと。
- 6 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

狩猟者登録番号

年 度 狩 猟 者 登 録 税 納 付 書
入 猟 税

納 税 義 務 者	住 所			
	氏 名			
狩猟免許の種類及び納付額（該当欄の号数及び網・わな猟免許、第1種銃猟免許の別を○で囲むこと。）	1 号	網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの	網・わな猟免許 第1種狩猟免許	狩猟者登録税 10,000円 入 猟 税 6,500円 計 16,500円
	2 号	網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外のもの	網・わな猟免許	狩猟者登録税 4,500円 入 猟 税 6,500円 計 11,000円
			第1種狩猟免許	
3 号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		狩猟者登録税 3,300円 入 猟 税 2,200円 計 5,500円	
備 考				
収 入 証 紙 は り 付 け 箇 所				

担当者割印

(注) 網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2号税率の適用を受けるものは、市町村長の証明書を添付すること。

様式第16号 (第15条関係)

(表面)

※整理番号	※登録番号	
	※狩猟免許	
	※損害の賠償	
	※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	

変 更 登 録 申 請 書

島根県知事 様

年 月 日

写 真

住 所	電話番号	収入証紙
ふりがな		
氏 名	Ⓜ	
職 業		
生 年 月 日	年 月 日生	
変更しようとする狩猟者登録証の番号	号	
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日	年 月 日	

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により変更登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

(1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付すこと。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付すこと。)、免許を与えた都道府県知事名、狩猟免状の番号及び交付年月日を記載すること。

なお、第1種銃猟免許所持者が第2種銃猟免許狩猟者登録(空気銃)を申請する場合は、第1種銃猟免許の□にレ印を付し、都道府県知事名、免状の番号及び交付年月日を記載の上、第2種銃猟免許の番号に○印を付すこと。

□網・わな猟免許	1 網	都道府県知事名	知事	狩猟免状の番号	交付年月日	年 月 日
	2 わ な			号		
□第1種銃猟免許	3 ライフル銃	都道府県知事名	知事	狩猟免状の番号	交付年月日	年 月 日
	4 散 弾 銃			号		
□第2種銃猟免許	5 空 気 銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	都道府県知事名	知事	狩猟免状の番号	交付年月日	年 月 日
				号		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(裏面)

(2) 変更しようとする場所 (変更がある場合のみ記載すること。)

1 (都道府県) の区域全部

2 放鳥獣猟区の区域

(3) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)

免許の効力の停止の有無	1 有	停止の期間	年 月 日から
	2 無		年 月 日まで

(4) 銃砲所持許可番号及び許可年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)

第1種銃 猟免許	ライフル銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
	散弾銃	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日
第2種銃 猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	銃砲所持許可番号	号	許可年月日	年 月 日

記載上の注意事項

- 1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。
- 2 文字は、かい書で明りょうに記載すること。
- 3 (1)及び(2)については、変更がある場合のみ必要事項を記載し、変更がない場合は記載しないこと。
- 4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。
- 5 (4)の銃砲所持許可番号及び許可年月日は、同表に掲げる銃砲の種類ごとに主として使用する銃砲1丁について記載すること。
- 6 ※印欄には、申請者は記載しないこと。

狩猟者登録番号

年 度 狩 猟 者 登 録 税 納 付 書
入 猟 税

納 税 義 務 者	住 所			
	氏 名			
狩猟免許の種類及び納付額（該当欄の号数及び網・わな猟免許、第1種銃猟免許の別を○で囲むこと。）	1 号	網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの	網・わな猟免許 第1種狩猟免許	狩猟者登録税 10,000円 入 猟 税 6,500円 計 16,500円
	2 号	網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、地方税法第23条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外のもの	網・わな猟免許	狩猟者登録税 4,500円 入 猟 税 6,500円 計 11,000円
			第1種狩猟免許	
3 号	第2種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		狩猟者登録税 3,300円 入 猟 税 2,200円 計 5,500円	
備 考				
収 入 証 紙 は り 付 け 箇 所				

担当者割印

(注) 網・わな猟免許又は第1種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2号税率の適用を受けるものは、市町村長の証明書を添付すること。

様式第17号 (第16条関係)

年 度	○ ~ 5	○ 6	○ 7	○ 8	○ 9	○ 10	○ 11	○ 12	○ 13	○ 14	○ 15	○ 16	○ 17	○ 18	○ 19	○ 20	○ 21			
狩 猟 者 台 帳																				
ふりがな 氏 名						住 所		(年 月 日異動)					(年 月 日異動)							
						電 話 番 号														
	(年 月 日改姓)					職 業		(年 月 日異動)					(年 月 日異動)							
	生 年 月 日			年 月 日生					(年 月 日異動)					(年 月 日異動)						
狩猟免許																				
年 度	種 類	交付年月日	番 号	備 考	年 度	種 類	交付年月日	番 号	備 考	年 度	種 類	交付年月日	番 号	備 考	年 度	種 類	交付年月日	番 号	備 考	
狩猟免許の取消し又は効力の停止																				
取消し (効力の停止)			種 別	年 月 日 (期間)			事 由													

登 録

免許の種類	狩猟をする都道府県	登録年月日	番 号	備 考	免許の種類	狩猟をする都道府県	登録年月日	番 号	備 考
	狩猟をする場所	返納年月日				狩猟をする場所	返納年月日		

- (注) 1 島根県以外の都道府県の登録については、返納年月日は記載しないこと。
 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第19号 (第17条-第19条関係)

年 月 日	
住所等変更届出書 亡失届出書 再交付申請書	
島根県知事 様	
住 所	電話番号
ふりがな	収入証紙
氏 名 ㊟	
生 年 月 日	
職 業	
(該当項目の□にレ印を付すこと。)	
<input type="checkbox"/> 住所・氏名変更届出 下記のとおり住所・氏名を変更したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 条第 項・同法施行規則第 条第 項の規定により届け出ます。	
<input type="checkbox"/> 亡失届出 下記のとおり狩猟免許等を亡失したので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 条第 項・同法施行規則第 条の規定により届け出ます。	
<input type="checkbox"/> 再交付申請 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 条第 項の規定により下記のとおり狩猟免許等の再交付を申請します。	
記	
狩猟免許等の種類 (該当項目の□にレ印を付すこと。)	<input type="checkbox"/> 許可証 <input type="checkbox"/> 登録票 <input type="checkbox"/> 危険猟法許可証 <input type="checkbox"/> 狩猟免許 <input type="checkbox"/> 狩猟者登録証 <input type="checkbox"/> 狩猟者記章 <input type="checkbox"/> 従事者証 <input type="checkbox"/> 指定猟法許可証 <input type="checkbox"/> 販売許可証
番 号	
交 付 年 月 日	年 月 日
変 更 ・ 亡 失 年 月 日	年 月 日
旧 住 所 ・ 氏 名	
※ 新 住 所 ・ 氏 名	
亡失又は再交付の理由	

- (注) 1 標題の不要な文字は抹消すること。
- 2 ※欄については、住所、氏名変更届出を行おうとする場合に限って記載すること。
 なお、変更届には、住所又は氏名の変更が確認できる書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付すること（届出書の提出に際して上記書類の提出を行うことでも足りる。）。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第20号 (第20条関係)

網・わな猟免許に係る猟具に付ける標識

住 所 氏 名	電話番号			登録 年 度	
		知 事 名 登 録 都 道 府 県	島 根 県 知 事	登 録 番 号	

(注) 記載は、油性の筆記用具によること。

様式第21号 (第20条関係)

網・わな猟免許に係る猟具に付ける標識

住 所 氏 名	電話番号			許 可 期 間	
		許 可 者 名	島 根 県 知 事	許 可 番 号	

(注) 記載は、油性の筆記用具によること。

毎週火・金曜日発行

平成十五年四月十五日印刷
平成十五年四月十五日発行

発行者
島
根
県

発行所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)